

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

<p>改正案</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十一 (略)</p> <p>六十二 切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法 微小肺病変(肺悪性腫瘍が疑われ、又は診断のついた定型的な肺葉間以外の切除線の設定が必要なものであり、かつ、術中に同定することが困難と予測され、切除マージンの確保に注意を要するものに限る。)</p>
<p>現行</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十一 (略)</p> <p>(新設)</p>